

論
説

「香港特別行政区」成立前夜の考察

——一九九六年第一・四半期——

真 水 康 樹

はじめに

香港返還に向かう政治過程を方向づけたのは、八四年十二月一九日に正式調印された中英共同声明である。その後の焦点は、香港特別行政区基本法の制定作業に集約されていくことになる。そして、九〇年四月、第七期全国人民代表大会第三回会議において、九章六〇条からなる最終草案が採択され、基本法は公布された。もつとも、不幸

なことには、八九年六月の高潮が、この一見単線的な政治過程にも、大きな波紋を遺さずにはおかなかった。

最初の波紋は、九一年六月に、香港の立法評議会が可決した「人権法」（香港人権法案条例）である。国際人権規約を織り込んだこの人権法に対し、当時の中国外交部報道副局長は「九七年以後の適当な時期に、人権法を含む香港の現行法律を見直す権利を留保する」とコメントした。その後、九二年七月九日に着任したパットン総督は民主化促進の方針を打ち出し、一〇月七日の最初の施政方針演説で、有権者数の大幅拡大を基本とした選挙制度改革案を提案し、中英関係は対立から対決へのエスカレートしていく。英国が共同声明に盛り込まれた香港の「高度自治」を盾に民主化の加速を図ろうとするのに対し、返還直前になって性急な民主化を行おうとする英国の態度に、中国側はいっそう不信感をつのらせていった。

反発する中国を後目に、パットンは九三年三月一二日に政治改革法案を公示。九三年四月から一月にかけて、七回にわたって行われた中英交渉は最終的に決裂し、香港立法評議会は結局、九四年二月二四日、六月三〇日と二回にわたって、パットン提案の選挙改革案を可決した。これに対して中国は、九三年七月に準備委員会予備工作委員会を組織し、香港特別行政区の将来像について独自の検討に入るといふ対抗措置をとるにいたった。また、九四年八月三十一日に、人民代表大会常務委員会は、返還後に立法評議会を廃止することを決定するにいたり、中英の対立は抜き差しならない局面への展開していった。中英共同声明調印から一〇周年にあたる九四年一二月、中英双方とも記念行事を行わなかったことは、冷却した関係を象徴していたといえる。

関係冷却化の頂点は、九五年九月一七日の立法評議会選挙である。この選挙では、いわゆる民主派が過半数を越えたのに対し、親中国の御用政党は惨敗した。中国はもちろん、この選挙が中英共同声明に違反しているとの立場

を貫き、この立法評議会が九七年六月三〇日に効力を失うという立場を崩していない。

もつとも、この選挙は対立が対立を呼ぶ悪循環の終わりでもあった。香港返還という現実の作業を前にして、中英が実務的な協調を始めなければならないことは疑いようがなかった。また、九五年の六月には、重要な対立点だった最高裁判所の設置や、新空港の財政問題等で合意ができ、雪解けともいえる動きは始まっていた。そして、選挙後の九五年一〇月、錢其琛外相が訪英し、メージャー首相、リフキン外相とそれぞれ会談し、香港返還を円滑に進めることで合意に達した。具体的には、香港政府の高級公務員と中国政府当局との接触を公認することを含め、四項目の合意がなされ、中英関係は改善に向け大きく動き出したのである。九六年一月のリフキン外相の中国訪問は、この流れが不可逆的なものであることを確認したという意味をもつ。しかし、皮肉なことに、それは、パッテンがすでにステージの中央にいないことを照らし出すプロセスでもあった。もつとも、それは、パッテン自身が進退したのではない。動いたのは舞台そのものであった。

一 香港特別行政区準備委員会の成立

九五年の暮れも押し迫った一二月二八日、全国人民代表大会常務委員会は、「香港特別行政区準備委員会」の名簿を採択した。準備委員会とは、一二月八日に任務を終えた予備工作委員会を引き継ぐ組織である。投票結果は、賛成一三五票、棄権二票、一名が無投票、反対票はゼロだったという。この時点で初めて、「籌委」（準備委員会）

中国語略称)の全構成員が公表されたわけである。

準備委員会の前身であった「予備工作委員会」が研究と建議を行う工作機構であったのに対し、準備委員会は、権力機構であり、執行機構であるとされる。準備委員会は香港返還に関連して広範な役割を担うことになるが、差し迫った重要な仕事は、後に詳しく触れる通り「推選委員会」を組織することと、「臨時立法会」の選出方法に責任を負うことである。「推選委員会」は香港特別行政区の初代「行政長官」の選挙人団であり、「臨時立法会」は、九七年六月三〇日に解散される現在の立法評議会に代わって、やはり香港特別行政区の最初の議会を構成することになる。

準備委員会の総数は一五〇名で、内訳は香港側の委員が九四名で六三%、中国側の委員が五六名で三七%となっており、香港を代表する委員の方が多くなっている。香港代表委員は、工商界、專業界、宗教・基層・郷事界、原政界などから、幅広く選ばれているが、九四人中七四人は基本法起草委員、基本法諮問委員、予備工作委員会委員、全人代、政協などの委員経験者もしくは現職者であり、いわば中央政府にとって安全な人選がなされているといえる。⁽¹⁾

また、各政党の代表を見ると、親中国派である「民建連」(民主建港連盟)が四人、また、新左派と呼ばれる中国より三団体では、「新港盟」(新香港連盟)が七人、「港進連」(香港協進連盟)が五人、「自民連」(香港自由民主連会)が五人、保守派の「自由党」からは四人、穏健な「民主派」である「民協」(香港民主民生協進会)が二人という配分になっている。⁽²⁾ また、大資本家で準備委員会副主任委員の一人である安子介がバックアップする「一国両制経済研究センター」からは、八人が選ばれている。保守派の自由党は「親中国」を公言しているし、民主派の

民協にしても中国政府に牙をむくような存在ではないことがわかる。

準備委員会のこうした人選に対しては、他方で、「代表性不足」という批判が存在する。具体的に言えば、九五年選挙で立法評議会の多数派を形成するにいたった「民主党」員が一人も選ばれていないこと、いまひとつは、工商界（大資本）の代表者が特に多い点である。

昨年、九五年九月一七日に行われた立法評議会選挙は、中国が猛烈に反対したにもかかわらず、パッテン総督が押し通した新しい選挙制度のもとで行われた。大雑把に言えば、有権者の数を大幅に増やしたその選挙で、一九議席を獲得した民主党は圧勝して第一党となった。民主党自身の議席に加え、民協やその他独立系の民主派人士を加えると、いわゆる「民主派」は、六〇議席中、過半数を越えていた。この民主党を完全にシャット・アウトしては香港の民意を反映できないというわけである。

また、工商界の代表が多いのも確かに事実である。香港側代表のうち、約三分の一にあたる三四人が工商界の代表であり、そのうち二人が上場企業の経営者である。彼らの傘下の企業株式価格を合わせると、八、三七四億香港ドル（一一兆七、〇〇〇億円）にあたり、香港株式総価格の三六％にいたると推定される。「港人治港」をもじつて「商人治港」と揶揄する論調も多くみられた。

もつとも、中国政府の立場は極めて明快である。民主党問題については、民主党のメンバーの多くが、天安門事件後に組織された「支連会」（香港市民支援愛国民運動連合委員会）に属していることから、基本法を尊重しない人々を認める必要はないと言い切る。また、工商界代表の多いことは認めるものの、返還後の香港の経済的繁栄には必要だと切り返す。

代表性の問題についていえば、民主党が閉め出されたことは、同党の素朴過ぎる政治姿勢が招いた面も否定できない。交渉や妥協の余地を残さない政治スタイルは、稚拙とみなさざるをえない。工商界代表の多さについては、中国政府の言い分の方が受け入れられているように見える。この問題について、注意しておくべきことは、むしろ、英国資本の代表が完全に排除されていることである。他方、自他共に認める親中国派、民建連にあれだけ僅かのポストしか与えられなかったことにも注目すべきであろう。すでに触れたとおり、九五年九月の立法評議会選挙で同党は惨敗した。「親中」なだけで、選挙にすら勝てない政治集団に生き残りを許すほどに、香港返還の政治プロセスは甘くはない。

ところで、準備委員会には、指導グループ（領導班子）が存在する。主任委員の錢其琛外相、九人の副主任委員、そして、副主任委員を兼任する國務院香港マカオ弁公室主任魯平秘書長と三人の副秘書長、計一三人である。このうち香港側の代表が六人いる。董建華、霍英東、安子介、梁振英、李福善の五副主任委員と、邵善波副秘書長である。

特に副主任五人は中国政府の目になかった政治的エリートと言え、将来の初代「行政長官」の候補である可能性が高いとして注目された。もつとも、年齢が七〇歳以上の三人が考慮外とすれば、残るのは五八歳の董建華、四一歳の梁振英だけということになる。しかし、基本法は行政長官の年齢を四〇歳以上としており、梁振英はかろうじて条件を満たしているわけであるが、なにごと政治家としては若すぎるといふことで、船舶王董浩雲の息子である董建華が一躍脚光を集めるにいたった⁽³⁾。

先述のように、民主党は準備委員会から排除されたわけであるが、一月三日になると副秘書長邵善波は、中国政

府と民主党との話し合いいかんでは、将来、民主党が推選委員会に入る可能性もあると発言した。しかし、その可能性はあまり高いとはいえない。なにより中国批判は民主党の最大の政治資源のひとつであり、そのトーンを落とすことは同党にとつてたやすいことではない。また、星島日報の社説が言うとおり、総員四〇〇人の推選委員会に一人や二人入ったところで、何の力にもならない。むしろ、その結果予想されるのは組織の分断であろう。もつとも、現在の民主党は、「港同盟」と「匯点」という微妙に政治的スタンスの異なった組織が、九四年四月に合併してできあがったという背景だけは、記憶しておいてもよからう。「匯点」と中国政府との関係は比較的良好であった時期があり、民主党の結束に結びが生じるとすれば、ウィーク・ポイントがないわけではない。

一月初旬に、全国政治協商会議副主席兼準備委員会副主任の霍英東が、行政長官の最良の候補として、董建華の名前を口にした。霍英東のポストが政協副主席という国家指導者クラスであることから、これが中央の意向を代弁したのではないかと取りざたされた。他方、準備委員会成立の直前になると今度はやはり同じく政協副主席兼準備委員会副主任である安子介が、梁振英の名前をあげた。梁振英はすぐに、自分にはその意志がないことを表明したし、霍英東と安子介では、ポストは同じでも威信には決定的な違いがある。さらには、やはり副主任委員である李福善は羅德丞の名前を挙げた。しかし、本人の意志はともかく、複数の候補の名前が上がってくるあたり、背後に権力闘争があることを指摘するむきもある。新華社香港支社は行政長官は推選委員会が選ぶという原則論以上のことを何も言っていないが、準備委員会の成立式典で党主席江沢民が、わざわざ董建華に握手をしに赴いたかのよう⁴に受け取れるできごとがあったこともあって、とりあえずは、董建華が最有力候補とみなされる状況が続いている。少なくとも、霍英東が董建華の名前を挙げたことが、重要な観測気球としての意味をもっていたとみることは

間違いではあるまい。⁽⁵⁾

九六年一月二六日、「香港特別行政区準備委員会」の成立式典が北京で開かれ、準備委員会は正式に成立した。全一五〇人の委員のうち、大陸側委員二名欠席のもと一四八人が参加、そして、翌二七日にかけて第一回全体会議が開かれ、二日間の日程を終えた。重要な点は「工作規則」が採択されたことである。八方面、二五条からなるこの工作規則で注目されたのは、次の二点である。ひとつは、第四条で「集団責任制」（集体負責制）と「秘密保持原則」（保密原則）の実施が確認されたこと。いまひとつは、第一三条で「工作小委員会」の設置が決定されたことである。⁽⁶⁾

「集団責任制」は、具体的に言えば、特定の問題について、準備委員会の全体会議で決定がなされる以前においては、準備委員会の委員は個人の資格で対外的に意見を發表して構わないが、討論を経て共通認識が持たれ決定がなされた後は決定にしたがい、対外的に決定と異なる意見を發表してはならないというものであり、「秘密保持原則」は、準備委員会で討論中の事柄やそれと関連する機密文件について、秘密保持責任を有するというものである。⁽⁷⁾

「集団責任制」に対しても、「秘密保持原則」に対しても、「透明性」を損なうという理由で、さまざまな反対意見が示されてきた。それに対して、中国は、準備委員会は全国人民代表大会から授權された権力機構であるから、「集団責任制」と「秘密保持原則」を採用するのは当然だという立場に立つ。この立場は、論理として見る限り、極めて当然のことである。⁽⁸⁾

小委員会は常設二、非常設四の計六の設置が決定された。常設のものは、「法律小委員会」、「経済小委員会」、非

常設のものは、「推選委員会小委員会」、「行政長官選出小委員会」、「臨時立法会小委員会」、「主権移交大典小委員会」であり、非常設の意味は、各々の問題が終了すれば随時必要なくなるという意味である。当面の政治日程から言えば、「推選委員会小委員会」、「行政長官選出小委員会」、「臨時立法会小委員会」の三小委員会、特に前者が重要であろう。「推選委員会小委員会」は、基本法にしたがって、四つに分類された各界から、いかにして、どのような形式で四〇〇名の推選委員会成員を選ぶのかを検討し、「行政長官選出小委員会」は、行政長官の条件、どのような形の協議によつて初代の行政長官を推挙するのか、あるいはどのような形の協議の後指名して選挙を行い行政長官を推挙するのかなどを検討することになろう。

各小委員会には、中国側、香港側それぞれの召集人が存在するが、任命は中国側による。また、各委員はそれぞれ二つの小委員会に属することができる。もつとも、国安部や解放軍の代表はどの小委員会にも属しておらず、一身を退いた形となっている。

また、各小委員会の会議の後に新聞発表は行われず、全体会議の後にのみ行われることになった。したがって、二月中旬に「推選委員会小委員会」、「行政長官選出小委員会」、三月二〇日に「臨時立法会小委員会」が開催されるが、三月二三日の第二回準備委員会まで一切の報道がない建て前になっている。

「工作規則」は、大多数の賛成で採択されたが、二票の棄権票が投ぜられた。その二票を投じたのは、民協の馮檢基と張家敏である。棄権した理由は、集団責任制と秘密保持原則が厳格すぎるからであるという。他方、一貫して、集団責任制と秘密保持原則に反対してきた自由党の李鵬飛は、内容に訂正が加えられたことを理由として賛成票を投じた。⁽⁹⁾

組織制度の面で工作規則からさらに読みとらねばならないことは、「主任委員会議」と「秘書長工作会議」の役割である。そこに見えてくるのは、民主集中制という中国の政治制度の大原則である。

主任委員会議は、主任委員と副主任委員、そして秘書長によって組織される（工作規則第八條）。その職権を規定した第一〇條の第二項は、「全体会議の決定した関連する事項を手配し、組織、実施する」と定め、第三項では、「工作小委員会の提出した関連する報告を審議し、関連する計画を全体会議の討論にかけ採択するか、あるいは、その他の方法で処理するかを決定する」とある。

ここから浮かび上がってくるのは、全体会議の討論と採決にふされる事項は、予め主任委員会議の審議、承認を経たものであるというシステムである。つまり、毎回の全体会議に先だって、主任委員会議が開かれ、議論の内容や事項について、レールが敷かれるという仕組みに他ならない。全体会議では、多少の修正が加わることがあるものの、基本的には、全体会議は主任委員会議の決定を追認することになる。今回、一月二六、二七日に開かれた準備委員会第一回全体会議でも、それに先だって、二五日に主任委員会議が開かれている。また、工作小委員会と全体会議の間にも主任委員会議が介在する。

したがって、一〇人の主任委員会議構成員のうち、五人の中国側構成員こそが、準備委員会の実質的な決定権限を握るということになる。その五人の構成員をここで検討してみると、主任は外交部長錢其琛、秘書長兼任の副主任は國務院香港マカオ弁公室主任の魯平、その他三人の副主任はそれぞれ、人民代表大會常務委員會議副委員長王漢斌、外交部副部長王英凡、新華社香港支社社長周南である。國務院香港マカオ弁公室、人民代表大會、外交部、新華社香港支社と、香港返還と密接にかかわる組織の重要人物が顔をそろえていることがわかる。

いまひとつ、注目すべきは「秘書長工作会議」である。「秘書長は必要に基づいて秘書長工作会議を開き、全体会議と主任委員会議の活動の配置に基づいて、各方面の状況を総合し、関連する問題を研究し、協調活動を統一的に計画する」(第一条)。必要に応じて開かれるという機動性と、その仕事の根柢が全体会議と主任委員会議に求められていることからみて、秘書長工作会議は、準備委員会の仕事を日常的に処理する権限を有しているとみることができる。第二二条にある通り、この会議の構成員に各工作小委員会の召集人が含まれていることも、それを裏付けるものである。ちなみに、魯平以外の二人の中国側副秘書長は、香港マカオ弁公室副主任の陳滋英と新華社香港支社副社長の秦文俊である。

二 香港の政情

九五年末の準備委員会名簿発表から、九六年一月二六日の正式成立へと、準備委員会が香港の政治的関心の中心であったことは疑いがない。しかし他方で、香港自身の政情も、九七年返還と関連して多様な動きをみせた。以下では、その動向の一端をできる限り時系列に即して紹介していく。

一月九日に比較的大規模な高級公務員の人事移動が発表された。基本法は、二七の司級高官ポストについて、その職務に就く者が、外国に居留権のない香港永久居民の中の中国公民であるべきことを規定している。今回の人事で、返還後に新たに設置される三ポストを除いた二四ポストにつき、司法長官(律政司)を除いては官員の現地化

が基本的に完了した。⁽¹⁰⁾

九七年以降の香港にとって、非常に重要かつ不確かな問題のひとつは、共産党委員会の問題であろう。例えば現在中国の各省には、省政府と並んで、省党委員会が存在する。省の党委員会書記は、その省の政治的ナンバー・ワンである。では、将来の香港特別行政区では、特別区政府と共産党との関係はどうなるのか。当然のことながら、基本法には規定がない。

一月一八日、北京を訪問していた「香港明天更好基金」の代表団に会った折りに、魯平は自ら率先して（質問に答えたのではなく）次のように語った。「将来『一国二制度』を実行するのに、内地ではやはり共産党が指導して社会主義制度を実行する。香港では継続して資本主義を実行する。いったいどこに党委員会書記が来るといふのだ……われわれの政策は決して変わりえない。将来の香港で特別区政府の上に更に『太上皇』が来てどっかりと居座るようなことは決してありえないし、不可能なことだ。われわれはしっかりと『港人治港』、高度自治を執行しようとしている」⁽¹¹⁾。

この発言は何を意味するだろうか。額面通りに受け取るとすれば、現状維持の確認と理解するのが適当である。返還後の香港特別区に、大陸と同じ様な共産党委員会組織を設けることは、現実的でないだけでなく不可能であろう。しかし、共産党の組織が全くない状態はもろろありえない。現在も準「党委」的な組織は存在するからである。「香港マカオ工作委員会」がそれである。その書記は五〇年代以来、新華社香港支社の社長が兼任する慣例となっている。『共産党』の三文字こそ冠されていないが、香港マカオ工作委員会は、省党委員会と同じレヴェルの組織と考えてよい。例えば、以前に香港マカオ工作委員会の書記であった許家屯の前職は江蘇省党書記であった。⁽¹²⁾

したがって、新たに香港党委員会ができることはないかもしれないが、香港マカオ工作委員会がなくなると考えるのも現実的ではない。事実、一九九日に新華社香港支社副社長の張浚生は魯平の発言を裏付けはしたものの、九七年以降も香港マカオ工作委員会が存続しつづけるかどうかには明言を避けている。⁽¹³⁾

ただし、新華社香港支社の役割には変化がありうる。一九四七年に正式に成立した香港新華社は、事実上、香港における中国代表部であったわけであるが、九七年返還以降は、中国外交部が正式に仕事を始める。中央の意向は、外交部が正式に代表するようになるということなのだろう。

九五年に選出された立法評議会議員の任期は四年、つまり一九九九年までであるが、中国は、この選挙そのものを否定しており、九七年七月一日付けで、立法評議会を解散すると主張している。自由党議員田北俊は九九年までの任期満了を保障できないのだから、議員は被害者であり、経済的補償を政府に要求できるとの見解を示した。⁽¹⁴⁾

この問題について、立法評議会法律顧問杜俊能は、一月の立法評議会の内務会議の席上、香港総督は随時立法評議会を解散できるので、選挙規定は立法評議会議員の任期が必ず四年であると保証しているわけではない。したがって、九七年に「下車」することになっても、議員は補償を受けることはできないという見解を示していた。しかし、三月になると同法律顧問は、今期の立法評議会議員が九七年を「過渡」できないことがはっきりしたとき、政府は議員が合理的な補償を得られるよう確保する責任があるという見解を報告した。⁽¹⁵⁾

立法評議会法律顧問のこうした見解の揺れから考えても、補償問題は法理論の上でも、簡単な問題ではなからう。またなにより、あまり可能性が高くないとはいえず、現在の立法評議会の正統性を主張し続けるのが香港政府の政治的なスタンスであり、中国側が随時立法会の成立を宣言していない段階ではなおさら、香港政府がこの問題に積極

的になる理由はない。この問題に乗り出すことは、政治的退却以外のなものでもないからである。

香港政府公務員の流出も続いている。その程度は、特に高級公務員において著しい。一月中旬に発表された香港政府の資料では、九五年一〇月までの一年間で公務員全体の流出率は四・八％で、最近の四年間で初めて五％を割った。しかしながら、高級公務員である首長級についてみると、九・二％で、低下しているとはいえ、やはり高率が続いている。公務員の退職には、一年前に申請する慣例があるという。だとすれば、九六年六月三〇日には、この傾向の先行きも見通せるのかも知れない。¹⁶ また、なにより、特別区行政長官の人選は、こうした公務員の流失に限らず、公務員全体の隊列と士気に大きな影響を与えることになる。

準備委員会が成立した一月二六日、ある宴席でアンソン・チャン（陳方安正）は、リンカーンの言葉を引きながら、将来の香港特別区行政長官が正人君子であれば自ら膝を屈することを意に介さないという主旨の発言をした。これは、少なくとも、過渡期を平穩に迎えるため、自らは行政長官になれなくとも、ナンバー・ツウの政務司として仕事を続けていきたいという意志表示と受け取られている。後にみる通り、現在一九万人公務員の頂点に立つ香港政府行政長官（布政司）アンソン・チャンは、香港特別区行政長官候補としても、圧倒的な支持の高さを誇っている。また、自らの政治的野心もあるだろう。彼女が重要な局面で辞職でもすれば、新政府に対して相当な打撃を与えることすら可能なのである。その彼女がこうした意志表示をしたことが、平和裡な政権移行に対して果たす積極的な影響は計り知れない。

九七年を念頭において、各政党も動きだしている。

香港の中・下層市民を継続して支持基盤としようとする民主党は、九七年以後の三級議会選挙をにらんで動きだ

している。副主席張炳良は、現在一五ある政策制定委員会を六に減らして効率と機動性を高めるとともに、六〇〇人強の党員に再教育を賦し、第二線、第三線にいた人物を活用すると語っている。民主党自身は、臨時立法会の任期を長くても一年と見ており、九八年以降は参政の機会があると判断しているのである。⁽¹⁷⁾

保守政党自由党は、九六年から九八年にかけての工作綱領建議書を公布した。対中政策では「愛国愛港」を強調し、党主席李鵬飛は、自由党は親中政党だと明言してはばからない。もつとも、同建議書の起草に携わった自由党常務委員潘國濂は、中国と一緒に仕事をするという表現は、必ずしも、中国のパートナーになることを意味しないと付け足した。パートナー（夥伴）という言葉を使うべきかどうか考えはしたが、パートナーという表現は、重すぎて適切ではないと判断したという。その他、地域支部を現在の一六から五にすることが表明された。⁽¹⁸⁾これは九七年以降の直接選挙で多議席単票制が採用された際に予想される選挙区割りのひとつを意識したものと見えよう。⁽¹⁹⁾

民協は二月二八日、政党化工作小委員会の報告書を公布し、一〇月を期して正式に政党になるプランを公表した。それまでの期間に、約一〇〇名の新会員を吸収し、組織規模を二〇〇人以上にする予定という。⁽²⁰⁾

立法評議会の独立系議員劉慧卿は、中国に一人一票方式で行政長官と立法会の成員を選ぶように要請する動議を提出したが、一月三十一日に立法評議会で否決された。投票結果は二六対二六であったが、結局、立法評議会主席黃宏發が反対票を投じ否決された。もとより、可決されたところで、この方式では、英国の植民地統治下で中国の政治機構の選挙が行われることになり、建て前の上からしても、中国の飲める内容ではなかった。劉慧卿は民主党に近い立場をとる議員であるし、民主党は賛成票を投じたが、こうした妥協の余地のないポジションをとらなければならぬところこそ、民主党の悲劇があるのかも知れない。

三 予算案と臨時立法会

二月一四日には、北京で行政長官選出小委員会の会議が開かれた。準備委員会秘書処は公式発表を行ったが、その内容は以下のように形式的なものに過ぎなかった。

(一)委員は予備委員会政務小委員会の第一期行政長官選出についての建議と意見を討論した。(二)委員は第一期行政長官候補の資格審査について一通りの意見交換をし、予備委員会の提出した候補人の資格は更に具体化する必要があると認識した。(三)委員は行政長官の選出過程の監督問題について一通りの意見交換をした。(四)委員は第一期行政長官が九七年七月一日以前に必ずきちんと準備しなければならぬ各項の仕事について討論した。⁽²⁾

行政長官の選出手続きは、基本法の付属文書一「香港特別行政区行政長官の選出方法」による。ただし、初代の行政長官に限っては、基本法と同じく、九〇年四月四日に採択された「全国人民代表大会の香港特別行政区第一期政府および立法会の選出方法に関する決定」による。その規定によれば、初代行政長官は四〇〇人の「推選委員会」によって選出される。選出母体であるこの委員会の名前は「推選」であつて、「選挙」ではないことをまず理解しなければならぬ。過剰な幻想は慎むべきであろう。

「推選」の具体的なプロセスがどうなるのか。それは、準備委員会の推選委員会小委員会の討論と決定に待たなければならぬが、現時点で予想されるプロセスは、(一)候補の推薦、(二)推委での選出、(三)中央による任命、以上の三段階である。

付属文書一の規定では、八〇〇人で構成される第二期以降の行政長官を選ぶ「選挙委員会」では、一〇〇人で一名の候補を推薦できることになっている。この規定を援用すれば、推委では五〇人で一名の候補ということになり、可能な候補者数は最大限八名ということになる。

そして「決定」に「協議方式によるか、協議の後指名して選挙する」とある通り、選挙が行われるかどうかはわからない。政壇教父の異名を持つ鍾士元は、行政長官の威信を保つためには、推選委員会で過半数以上の得票をもって初めて当選するべきだと主張したが、この文面に即する限り、選挙は無くてもいいのである。協議による絞り込みが追求され、不可能ならば選挙が行われるということになろう。また、この時点で、一人に絞られるとは限らない。少なくとも、一人に絞り込むという明文規定がないことは注意を要する⁽²²⁾。

最後に、中央政府の任命ということになるわけであるが、これが形式でなければ、任命拒否も有りうることになる。常識的には考え難いとはいえ、ありえないことではない。

香港の法延弁護士組織である「大律師公会」は、立法評議会憲制事務委員会に文書を提出し、次のような見解を表明した。推薦委員会及び、準備委員会の成員が行政長官の候補になるのは、公平と公正の原則に照らして疑義がある。また、基本法は行政長官の選出方法について、「協議方式によるか、協議の後指名して選挙する」としているだけなのだから、一人一票方式で行政長官を選出することは、基本法にも全人代の決定にも違反しない。したがって、推委はただ候補を推薦し普通選挙で行政長官を決定するべきであるというのである⁽²⁴⁾。

二月一五日には、準備委員会の推選委員会小委員会の会議も開かれた。推選委員会小委員会は、推選委員会をどのように選出するかについて、四月に香港で二日間の日程で意見を諮問し、その後に選出方法を決めるとした。ま

た、同小委員会の討論の過程では、差額選挙による選出を唱える声が大きかったという。⁽²⁵⁾

準備委員会予備委員会の政務小委員会は、九五年七月に、推選委員会は九六年第二・四半期に、行政長官は第三・四半期に選出されると決定し、この健議は予備委員会全体会議でも採択されていた。⁽²⁶⁾

したがって、推選委員会は四月から六月の期間に成立する予定だったわけであるが、四月に意見諮問ということになると、六月の成立は難しく、七月か、八月にならざるをえない。その結果、行政長官の選出も第三・四半期から、第四・四半期にずれ込まざるをえないことになる。⁽²⁷⁾

つまり、この諮問の決定は、行政長官の選出が最悪の場合、年末まで遅延せざるをえないことを意味しているわけである。それは、そのまま、不安定期が長期化することでもある。

推選委員会の選出についても、以前からさまざまな議論がなされてきた。自由党の楊孝華は、自らが以前に提案した立法評議会の選挙制度改革案「九四方案」の選挙委員会選挙に関する部分を援用するよう求めている。劉兆佳は、推選委員会と行政長官の「公信力」を少しでも高めるために、半分以上の成員に限って、選挙で選出するよう主張する。自由党の李鵬飛は、社会各界が自分で選ぶのが理想だとしながらも、現実には、原政界以外については、各界が自分たちで協議を通じて定員以上の人選をし、しかる後に中国側に最終決定させることで、中国側の一方的指名になってしまうのを避けるのが賢明であるとする。民建連は、各界の団体、組織が各々選挙を行い選出する案を提示している。いずれにせよ、一人一票ということにはなりえないし、結論は四月の意見聴取以降ということにならざるをえない。⁽²⁸⁾

以上は結局のところ、将来の香港特別行政区の初代行政長官の選出をめぐる制度や手続きの問題に他ならない。

それでは、具体的な人選についてはどうなのだろうか。民意のアンケート調査がどこまで正確かは、簡単にはいえない。また、ある時点での調査結果も、時間の流れのなかで比較的容易に変化する。あくまでも参考にとどめるべきであるが、『星島日報』が一月中旬に五一八人の香港市民に電話調査した結果では、現職の香港政府行政長官（布政司）アンソン・チャン（陳方安正）が五三・八%を獲得し、二位を大きく引き離して圧倒的な強さであった。二位の董建華が八・五%に過ぎないから、その差の大きさがわからうというものである。⁽²⁹⁾しかし、親中派の目には、彼女のスタンスは余りに英国に近過ぎるように映る。政治学者劉兆佳は行政長官の候補として、董建華、陳方安正、羅德丞三名の名前を挙げる。そして、現状では「この三人以外から選ばれるとは考えにくい」と語るが、⁽³⁰⁾実際に、アンソン・チャンが行政長官に選ばれる可能性はそう高くないのではないか。

香港を訪問したメージャー首相は、三月四日、将来の香港特別行政区バスポートの保持者に対しては、ヴィザを免除すると発表した。反応は、中国外交部も含めて好意的であった。しかし、この訪問にこれ以上の目玉が無かつたのも事実である。パッテンや、アンソン・チャンが大成功だったと持ち上げるのにもかかわらず、メージャー訪港の最大の功績は、英国に対する香港人の期待を押し下げたことだという論調まであるほどである。⁽³¹⁾英国は口頭での保証以上のことをするべきだ」と題された三月五日付け『星島日報』の社説は、以下のように簡潔な評価を与えている。「香港人が注目しているのは、少なくとも二つの問題である。一つは、昨年選出された立法評議会が九七年を越えられるのか？二つ目は、九七年以降、『人權法』の運命はどうなるのか？このことについて、メージャーの回答は軟弱かつ無力だった」。

三月六日には、香港政府の九六―九七年度予算案が発表された。「拓展經濟、改善民生」と題されたこの予算案

には「意表をついたところがない」という評論が掲載された。権力移行の過渡期にあつて、無難な予算でしかありえないという、この予算の性格を端的に表現した評価といえよう。将来の特別区に負担が残ることに神経をとがらせる中国は、均衡予算であるべきことを主張しつづけていた。香港政府の予算案に批判的であつて当然の中国だが、『文匯報』の社説にしても、それほど厳しい批判をしたわけではない。それほどに、無難な予算案だったとみるべきなのだろう。⁽³²⁾

中英合同連絡小委員会に属する過渡期香港財政予算案専門家グループ会議で中国側は、九六年四月に開始する香港政府の九七—九八予算案の編成作業に、中国を参与させるよう要求した。予算編成そのものは英国政府の香港管理期間に行われるが、この予算が執行される期間の四分の三は、中国の主権下にある（香港の財政年度は毎年四月から始まる）。したがつて、香港特別行政区の行政長官とその指導グループが未選出の現状では、中国政府が将来の香港特別区に代わつて予算の編成に参与するべきだというのが、中国の言い分である。⁽³³⁾

二月一日に三日間の日程を終了した過渡期香港財政予算案専門家グループの第六回会議では、以下三つの合意が確認された。(一)財政予算案の指導思想は、基本法の第一〇七条及び、一〇八条である。即ちに特別区の財政予算は「量入為出」を原則とし、収支均衡を極力求め、赤字を避ける、そして、当地の生産総額の成長率に対応する。この外に、特別区では独立の税収制度を実行する。(二)二ヵ月、即ち九七年四月一日から九八年三月三十一日までにかかる「完全な」予算案を作る。この予算案は同時に、ひとつの慎重で、穏健で、各方面に配慮した予算案でなければならぬ。(三)中英双方は協力を強め、習慣的な予算案編成の「活動時間表」に沿つて、整然と仕事をしなければならぬ。しかしながら、中国側代表が共同編成を強調するのに対し、英国側はこの点を明言しなかつた。パツテ

ン総督は、将来の特別区行政長官候補とその指導グループと話し合うと表明し、決して共同編成で合意されている訳ではないことがはっきりした。⁽³⁴⁾

他方、中国側の対応はエスカレートしていく。八日には、香港マカオ弁公室が中国の関与を強調し、中国にはただ意見を求めるだけというパターンやり方は共同声明に違反すると非難する。一五日には中国系の通信社「中新社」が評論員論評で強烈に英国側を批判した。⁽³⁵⁾

結局、過渡期香港財政予算案専門家グループは、三月一三日、一四日と第七回目の会議を開き、中英が共同して九七―九八年予算案を作ることで合意に達した。合意内容は、次の通りである。双方で共同の活動時間表を作り、毎月会議を行う。重要な問題については、協議で一致をみた後にはじめて、さらに相応する編成の段階を進んで行く。具体的な編成は港英の各部門が責任を負い、各段階の結果は必ず双方討論して採択されなければならない。⁽³⁶⁾ こうして一年間に渡って争われてきた大問題に決着がついたわけである。このことについては、合意を歓迎する報道が多かった。

もし決着がつかず、英国・香港政府が単独で予算編成するとなれば、新予算案は九七年六月三〇日で無効となり、七月一日からは中国主導による別の予算案が執行されることになっていたはずである。しかし、通年の予算でなければ、金融市場に混乱を引き起こすことになるうし、投資環境に悪影響を及ぼすことになったはずである。繁栄と安定を維持するという、香港全体の利益からいえば、通年の予算案こそが理想であることはいうまでもない。将来の特別区行政長官やその指導グループと直接協力したいという香港政府の主張はもっともだが、現時点で将来の特別区を代理できるのは、中国政府以外に考えられない。民主党のように、中国政府が新予算案の制定に関与するの

は、香港内政への早すぎる干渉であり、基本法と共同声明に違反しているなどというのは、現実的な主張とはいえない。

しかし、対立の火種はまだ残っている。中英共同で編成された予算案について、中国側は立法評議会に修正権はないと主張しているからである。香港返還以後、現在の立法評議会は解散されるので、憲法上九七年以降の予算案を審議する立場にないというのがその理由である。しかしながら、香港政府は、予算案は最終的に立法評議会の評決で決定されるという立ち場を譲らない。現在の香港の政治制度下では、立法評議会が市民の利益を代表し、予算案を監視するというものである以上、香港政府の言い分が妥当であろう。⁽³⁷⁾

三月一三日、民主党議員による「準備委員会を譴責し、臨時立法会の成立に反対する動議弁論」が立法評議会で可決された。賛成二三、反対二二、棄権六で、僅か一票差で通過したもので、欠席が八あったのが決定的だった。しかし、いたずらに対立を煽るだけのこのような決議にいったいどれほどの意味があるのだろうか。自由党の倪少傑が「政治無知、幼稚」と非難したのも無理からぬことであろう。⁽³⁸⁾

三月二〇日、臨時立法会小委員会が開催され、予備委員会政務小委員会の建議をもとにして、定員六〇人で任期一二月未滿の「臨時立法会」の設立を準備委員会全体会議に対し提案することが決議された。その理由は、九五一年に選出された現在の立法評議会が九七年以降そのまま第一期立法会に移行するというもとの構想（いわゆる「直通列車」方式）が、香港政府の一方的な選挙改革によって破綻させられた以上、現在の立法評議会は九七年六月三〇日をもって解散せざるをえず、立法の空白を避けるためにはやむをえない措置であると説明された。したがって、臨時立法会の必要性の根拠は、全人代の九四年八月三十一日の決定にあるとされ、準備委員会の設置権限は、

「全国人民代表大会の香港特別行政区第一期政府および立法会の選出方法に関する決定」に求められた。これに対しパッテン総督は、中国側の意図は民主派の人々を議会から放逐することであり、中国側が臨時立法会設置の法律上の根拠をどう説明したところで、その疑わしさには変わりがないと述べた。一方、周南、劉漢銓、李鵬飛などの準備委員会のメンバーは、そもそも直通列車方式を台無しにしたのはパッテン自身であると非難、応酬した。⁽³⁹⁾

この提案は、三月二四日、準備委員会の第二回全体会議で、「全国人民代表大会香港特別行政区準備委員会の香港特別行政区臨時立法会に関する決定」として採択された。この決定は全七条からなり、第一条では、臨時立法会が香港特別行政区第一期行政長官が選出された後に組織され仕事を開始することが規定され、第二条は定員を六〇名としている。そして、第三条では、臨時立法会の選出方法に触れ、「推選委員会全体委員」が選挙して選出するものとされている。第四条では議員は基本法を守り特別行政区政府に対して「忠誠を尽くす（效忠）」べきことが唱われ、第五条では任務が列挙され、第六条では立法会の事前採択事項は、特別行政区成立当日から効力を持つことが確認された。最後に第七条で存続期間が定められ、臨時立法会の任務の終了を第一期立法会の成立までとし、期間として、六月三〇日を越えないことが決められている。⁽⁴⁰⁾

この決定の採択に対し、パッテンは「今日は香港民主の『ブラック・デー（黒色日子）』である」と評した。また民主党副主席楊森は臨時立法会を「非法法組織」とまで言い切った。これに対し、新華社香港支社副社長の張浚生は、臨時立法会の成立にたちいたったのは、中英の合意事項であった直通列車方式を選挙改革によってパッテンが破壊したことの帰結であり、パッテンは自分の責任を自覚していないと応じた。⁽⁴¹⁾

ところで、この決定の採択にあたって、民主民生協進会主席の馮檢基は反対票を投じ、同じく民協成員の張家敏

は棄権した。会議後記者会見に現れた魯平香港マカオ弁公室主任は、この件につき、「馮檢基が臨時立法会の成立に反対票を投じた以上、理の当然として、彼には推選委員会に参加する資格はないし、臨時立法会の構成員になる資格もない」と述べた。魯平は中国側はこうなることを予めはっきりと本人に伝達していたが、本人は意に介さなかったというが、馮檢基は魯平に直接言われたことはなく、彼としてはこうした結果をせいぜい予想できただけだったと主張する。魯平は翌日になって、あれは個人的見解だと口調を変えてはいるが、いずれにせよ、投票に対する中国の指導者の認識をはっきりと浮き彫りにさせた一件であった。⁽⁴²⁾

全人代表の廖瑤珠は、この決定が「道理のない」もので、中国政府の一貫した「唯我独尊」の思想を体現していると批判し、少しばかり民意を尊重する傾向のある人々まで排除しようとしている中国が、いったいどうやって各方面の人々の意見を聞いているなどと自称できるのかと疑問を投げかけ、今後の中国の諮問活動はみんな嘘であると述べた。⁽⁴³⁾

行政長官アンソン・チャンは、二五日に臨時立法会の成立を遺憾だとしたが、さらに、以下のように暗に臨時立法会の合法性に疑問を投げかけた。すなわち、香港政府は当然のことながら、現在の立法評議会と協力できる。それは立法評議会が合法的に成立し、公開、公平に香港市民の投票で成立したからである。香港政府は、いかなる行動によっても、現在の立法評議会の威信を傷つけるようなことはしない。アンソン・チャンはこのように述べた。その姿勢は明確であるが、必ずしも正面攻撃ではないことにも注意を要する。アンソン・チャンは、この後二八日にも、臨時立法会成立の決定を批判し、「共同声明」にも「基本法」にも臨時立法会については言及がなく、臨時立法会の法律上の根拠を探するのは困難である。現在の立法評議会こそ香港人を代表しており、立法評議会に四年の

任期を全うさせることが香港の利益にかなうのだと主張した。ここでもアンソン・チャンの立場は明快である。しかし、角度を変えてみれば彼女の言動はすべて、公式の香港政府の立場、原則論から踏み出していないことも確かである。中国側の論調も指摘するとおり、それが行政長官という職務によるのか、彼女自身の姿勢の表明なのか、判断するのは容易ではない。ただそれが、彼女の政治的聡明である可能性は高い。また、アンソン・チャンに対する中国側の論調は、概して寛容であるように見える。⁽⁴⁴⁾

臨時立法会の成立が決定されたことは、当然のことながら、九七—九八年度予算案に対する中国側の立場を強化したことになる。國務院香港マカオ弁公室経済司の司長張良棟は、臨時立法会の成立が決定された二四日に、臨時立法会は法理上の地位を持った機構であり、九七—九八年度予算案を審議修正する権限を有すると語った。準備委員会委員の李鵬飛の分かりやすい解説を援用するならば、立法評議会が予算案に同意しようとするかかわらず、或いは修正しようとも、臨時立法会はこれをすべて否定し、九七年七月一日以降の香港で実施できないようにすることができるとある。同様の発言は二五日にも、二六日にも中国側官員によって繰り返し返されている。来年度予算案が立法評議会の議決を要するという一事について、香港政府の立場が変わりえない以上、中国側としては、中英が共同で編成した予算案を立法評議会が修正しないように牽制を始めたとしても不思議はなからう。⁽⁴⁵⁾

二六日になると、國務院香港マカオ弁公室副主任の陳滋英が、香港の中国返還後も継続して香港特別行政区政府に留任を希望する現職高級公務員は、返還以前に必ず臨時立法会を支持する態度表明（表態）をしなければならぬと語ったことが報道され、また、同じく國務院香港マカオ弁公室のある主管官員が、現在の香港政府の官員で特別区行政長官の指導グループの成員になる者は一定期間、一時的に香港政府の現在の職位を辞する必要があると

語ったことが報道された。これに対し、全公務員の頂点に立つアンソン・チャンは、中国側から正式にこういう申し入れを受けてはいないとかわしながら、返還をめぐる公務員の待遇については、「基本法」にも、「共同声明」にもはっきりと記載されていると指摘し、英中双方が必ずこの条文を履行してくれるものと信じているという原則論を述べるにとどまった。⁽⁴⁶⁾

これに比べて、全人代表の廖瑤珠は強烈な批判を行った。中国側の官員は、公務員に態度表明を迫ることでもたらされる良くない結果について周到な考慮をしていない。もし香港政府の高官が、臨時立法会や中国の政策に対して九七年以前に態度表明をすれば、それは香港政府に背いたことになり、それが先例となつて、九七年以降の特別行政区官員の責任の原則に影響することになる。彼女は公務員が政治的な問題について意思表示をすることは不適切であると考えているのである。また、香港政府の高官に先ず職を離れることを要求すれば、それは香港政府の中枢に空白を作り出すことになり、安定した返還を困難にすることになる。陳滋英の発言に対しては、香港民主民生協進会も、公務員の志気に影響を与えたとして反対の声明を出している。親中派の民建連でさえも、公務員の政治的中立は保持されるべきで、公務員に対してはいかなる政治的圧力も加えるべきではないとして、反対している。⁽⁴⁷⁾ アンソン・チャンも、また、公務員の政治的中立の維持こそ平穏な香港返還に重要であると表明した⁽⁴⁸⁾

こうした集中砲火に対して、中国側も態動を軟化させてくる。國務院香港マカオ弁公室のスポークスマンは、二九日、すでに立法評議会に反対の態度表明をした高官を除いて、中国政府はその他の高官に対して臨時立法会を支持する態度表明をするよう迫ったりはしないし、一時的に香港政府の職位を離れる必要もないと公開で発言するにいたつたのであった。⁽⁴⁹⁾

公務員の態度表明をめぐって続いた中国側高官の散発的な発言は、明らかに合理性に欠けたものであった。こうした発言が繰り返されたこと自体、首を傾げざるをえないし、スポークスマンの公式発言で決着がついたとはいえず、中国政府の公式見解がすぐに示されず、不必要な動揺を与えたことも、政治的に賢明であったとは言いがたい。ともあれ、こうした小規模な揺れを繰り返しながら、返還まで一年半を控えた最初の四半期（一九九六年一月―三月）は幕を閉じたのである。

むすびにかえて

香港の主権の返還、それは具体的なプロセスにそくして言えば、特定の地域がある政府からある政府の管轄に移行することを意味する。香港の面積は東京都の僅か半分という小さいものに過ぎないが、返還に伴う困難の度合いは計り知れない。たったの四半期、三カ月間観察しただけで、問題の複雑さは充分に浮かびあがってくる。

国家对国家の主権のあからさまなぶつかり合いや、さまざまな政治勢力の打算、圧力集団の合従連衡、そしてあらゆるがちな陰謀や取引。また、そればかりでなく、理想、法理、正統性といったものも、ひしめきあっている。そこではまた、政治的な方向を決定するのが、結局は権力に外ならないということも、いやと言うほど思い知らされる。もとより、あからさまな権力行使の隙間に、人間の知性が一条の陽光のように垣間見えることもある。

九七年七月一日まで、あと五つの四半期を控え、当面、九六年末まで三つの四半期のなかで、最重要の焦点が行

政長官の選出であることは疑いがない。返還後しばらくの期間は、中央政府の関与に限界があると予想される以上、香港特別行政区行政長官の人選とその指導グループの構成は、香港の将来の軌道を設定するにあたって、決定的に重要な役割を果たすことになる。それはまた、中華人民共和国の新しい「地方」である「特別行政区」の将来を占う試金石でもある。

本来第三・四半期に予定されていた行政長官の選出は、少なくとも、第四・四半期にまでずれ込むことになった。香港問題については、党主席江沢民のリーダー・シップが期待できる以上、候補の選定で対立があるとは考え難い。パッテン総督と香港政府は、交渉・協力の相手を将来の特別行政区行政長官とその指導グループと定め、できる限り中国中央政府を萱の外に置こうとしている。そのことは、九七―九八年度予算編成の協力をめぐる確執のなかにも、はっきりと示されていた。また、中国政府は将来の公務員の任命のために、主要な官員の仕事能力、傾向、国籍、居留権などに関する資料（檔案）を提出するように求めているが、香港政府は、これらの資料が非常に敏感なもので、公務員の士気に影響を与えるとして提出を拒んでいる。中国中央政府ではなく、将来の香港特別行政区行政長官に直接渡すというのが、香港政府の立場である。⁽⁵⁰⁾こうした理由から香港政府が早期の行政長官選出を望んでいるのに対し、中国政府はそれをおくらせることで、自らがより深く当事者としてコミットしようとしていると考えることができる。

中英対立の火花を散らす駆け引きの季節はもう終わった。英国政府は将来の国益をより多く考えるようになり、中国と正面から対立することを避けるようになった。香港政府はすでに看守政府でしかなく、積極的になにかを仕掛ける動機も、権限も、そしてなによりも時間を持っていない。パッテン総督はまだ闘い続けているが、彼にも、

もう大きなカードは残されていない。移民できる者はもうとつくに香港を離れているし、九七年にむけて、大抵のことは、すでにみな折込済みである。予想外の対立や確執は今後も続発するであろうが、偶発的な不測の事態を除けば、九七年までにそれほど大きな変化があるとは思えない。これから返還までの季節は、祭の後の後片づけのように、時間が過ぎていくことになるだろう。もちろん、大きな落とし物が見つかることがあるかも知れないが、祭の場に高価な落とし物があるはずもなく、時間は、雑然と、しかし滞り無く過ぎていくはずである。もとより、歴史はドラマではない。劇的であるか否かは傍観者の語り種にすぎず、当事者にとって劇的であることには何の意味もありはしない。

中国政府は、香港返還問題に対して、かなりの威圧的に「以我為主」と言い切る。進水式で滑りだした巨大艦船のように、なにもかもが、確実に、議論の余地無く中国ペースで決まっていく。共同声明から一〇年以上、畏怖すべきは、中国政府の長期的な見通しと、恐るべき忍耐力であったのかも知れない。

(1) 例えば、全人代の香港代表であり、起草委員会、諮問委員会、予備委員会の委員まで務めた親中派廖瑤珠が外されているのは、立法評議会解散に、原則論の立場から異を唱えているからであろう。

(2) それゆえ、民協の二人の代表が今後どのような発言をし、どのような処遇を受けるかは、政治プロセスの進行を見極めるうえでの指標となりうる。

(3) 例えば『明報』九六年一月三日、『広角鏡月刊』九六年一月号

(4) 『明報』一月四日、『星島日報』一月四日、一月七日

- (5) もっとも、董建華と李嘉誠の関係が密接すぎ、財界に利益対立を生みかねないという反対に近い懸念も不動産界の一部などにはある（『明報』九六年一月二六日）。
- (6) 「準備委員会工作規則」の全文については、『香港』文匯報』九六年一月二八日（以下、『文匯報』はすべて香港発行のものである）。
- (7) 前掲「工作規則」第一九条
- (8) 例えば、香港中文大学アジア太平洋研究所副所長で政治学者の劉兆佳が反対論を展開していた（『星島日報』九六年一月二五日）。中国の公式見解を知りうるものとしては、『文匯報』九六年一月二七日の社説を見よ。
- (9) 『明報』九六年一月二八日
- (10) 『明報』、『星島日報』九六年一月一〇日。また、布政司陳方安正、財政司曾蔭權、公務員事務局施祖祥が高官の三大派閥だという（宋立功「高官去留五月將明朗」、『星島日報』九六年一月三日）。
- (11) 『文匯報』九六年一月九日
- (12) 鄭宇碩、雷競璇『香港政治與選舉』牛津大学出版社、一九九五年
- (13) 『明報』九六年一月二〇日
- (14) 『星島日報』九六年一月一六日
- (15) 『明報』九六年一月二七日、三月一三日
- (16) 『星島日報』九六年一月一九日、一月三三日
- (17) 『星島日報』九六年一月二日、『明報』九六年二月二日
- (18) 『星島日報』九六年一月二三日

(19) 『明報』 九六年二月三日。中国は将来の選挙形態として、比例代表制と多議席単票制の間で揺れているという。前者の場合には応分の得票が期待できるし、後者の場合には、比較的大きな政党が出現しにくくなるので、中国側が香港政界を統制するのに都合がよいとされる。中国が反対しているのは、単議席単票制と双議席双票制である。

(20) 『星島日報』 九六年二月二九日

(21) 『明報』 九六年二月十五日

(22) 『明報』 九六年一月二十六日

(23) 『文匯報』 九六年二月二五日。基本法には行政長官の資格が規定されており、第四四条には、「行政長官は満四〇歳以上の、香港に通常二〇年以上連続して居住し、かつ外国に居留権をもたない香港特別行政区永住民のなかの中国公民が就任する」とあり、第四七条には、「行政長官は廉潔にして公に奉仕し、職責に忠実でなければならない」とある。

(24) 『明報』 九六年三月一日。もつとも、政治学者劉兆佳は、この建議の意味はわかるが、実質的な意味はなく、象徴的な意味しかないと評した。

(25) 『文匯報』 九六年二月一六日

(26) しかし、予備委員会の政務小委員会は、もともと、九四年九月には、推選委員会は九六年の第三・四半期に、行政長官は第四・四半期に選出されると決定していた。その後、期間が繰り上げられた訳であるが、その理由は、行政長官候補が返還以前に果たさなければならぬ仕事量の多いためと説明されていた。

(27) 『明報』 九六年二月一六日

(28) 『明報』 九六年一月一六日、『星島日報』 九六年一月一六日、『明報』 九六年一月二九日

(29) 『星島日報』 九六年一月二三日

- (30) 『明報』 九六年二月八日
- (31) 何安達「馬卓安訪港本小利大」、『明報』 九六年三月六日
- (32) 梁德傑「総評財政予算案」、『星島日報』 九六年三月八日、「社論：大玩魔術、寅吃卯糧」、『文匯報』 九六年三月七日
- (33) 『星島日報』 九六年一月三十一日、九六年二月一日
- (34) 『明報』 九六年二月二日、二月三日
- (35) 『文匯報』 九六年二月九日、『明報』 九六年二月一六日
- (36) 『文匯報』 九六年三月一五日
- (37) 『明報』 九六年三月一五日
- (38) 『明報』 九六年三月一四日
- (39) 『文匯報』 九六年三月二一日、『星島日報』 九六年三月二一日。中国側の主張する法理については、『文匯報』 九六年三月二三日の社論「成立臨時立法会有充分法理依據」に詳しい。
- (40) 『文匯報』 九六年三月二五日。この決定が採択されたことにとまなう最大の争点は、香港返還に先だって臨時立法会が成立する以上、その採択事項が七月一日まで効力を持たないとしても、一定の期間、香港には事実上二つの立法機関が存在することになるのではないかとということである。
- (41) 『明報』 九六年三月二五日、『文匯報』 九六年三月二五日
- (42) 『明報』 九六年三月二五日、三月二六日
- (43) 『星島日報』 九六年三月二五日
- (44) 『明報』 九六年三月二六日、九六年三月二九日、『星島日報』 九六年三月二九日。また、社論「英方勿迫公務員反对臨時

立法会「文匯報」九六年三月二八日。「文匯報」九六年三月三一日

(45) 「明報」九六年三月二五日、三月二六日、三月二七日

(46) 「星島日報」九六年三月二七日、「明報」九六年三月二七日。なお、香港返還後の公務員の待遇については、以下のよう
に定められている。「香港特別行政区成立後、もともと香港政府の各部門に在職していた公務員と司法人員はすべて留任
することができ、継続して仕事をすることができる。その給与、手当、福利厚生および勤務条件はもとの水準を下回らな
い」(「共同宣言付属文書」)。「香港特別行政区成立以前に香港政府の警察を含む各部門に在職していた公務員は、すべて
留任することができ、その勤続年数は保持され、給与、手当、福利厚生および勤務条件はもとの水準を下回らない」(「基
本法一〇〇条」)。

(47) 「明報」九六年三月二八日

(48) 「明報」九六年三月二九日、「星島日報」九六年三月二九日

(49) 「明報」九六年三月三〇日

(50) 「文匯報」九六年二月一五日、「明報」九六年二月一六日